駿河台大学公務員・資格試験学習室規程

(総 則)

第1条 駿河台大学学則第55条第1項の規定に基づき、本学に駿河台大学公務員・資格試験学習室(以下「学習室」という。)を置く。

(目 的)

第2条 学習室は、法科大学院又は公務員を志望する学生及び税理士、公認会計士、司法書士、行政書士、 宅地建物取引士等の資格(以下「資格」という。)取得を希望する学生に対し、自主学習支援及び受験指導 を通じて、本学正規教育における教育効果を相乗的に高め、もって本学の教育に貢献することを目的とす る。

(事業)

- 第3条 学習室は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
- (1) 各種試験に係る自主学習の支援に関すること。
- (2) 各種試験に係る学習プログラムの企画・実施に関すること。
- (3) 学習室指導補助員の任用に関すること。
- (4) その他、学習室の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(委員会等)

- 第4条 学習室に、公務員・資格試験学習室運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(室 長)

- 第5条 学習室に学習室長1名を置く。
- 2 学習室長は、公務員試験又は資格試験に精通した本学専任教員の中から、学長の推薦に基づき理事長が任命する。
- 3 学習室長は、学長が委任した学習室の業務を統括する。
- 4 学習室長は学習室を代表する。
- 5 学習室長は、学長が学習室に関して決定を行う場合には、求めに応じて意見を述べることができる。
- 6 学習室長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときは、前任者の残任期間とする。

(学習室指導員)

- 第6条 学生の自主学習の支援等、学習室が実施する業務の円滑な推進に資するため、学習室に学習室指導 員を置く。
- 2 学習室指導員は、公務員試験又は資格試験に精通した本学専任教員とする。
- 3 学習室指導員は、委員会の議を経て学長が委嘱する。
- 4 学習室指導員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときは、前任者の残任期間とする。

(学習室指導補助員)

- 第7条 学生の自主学習の支援等、学習室が実施する業務の円滑な推進に資するため、学習室に学習室指導補助員を置くことができる。
- 2 学習室指導補助員は、本学名誉教授、学外の有識者で第6条の学習室指導員と同等若しくはそれ以上の 指導能力をもつ者を嘱任する。
- 3 学習室指導補助員は、委員会の議を経て学長が委嘱する。
- 4 学習室指導補助員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(報酬)

- 第8条 学習室指導補助員が本学専任教員以外の者である場合には、報酬を支給することができる。
- 2 報酬の額については別に定める。

(事 務)

第9条 学習室に関する事務は、キャリアセンター事務部キャリア教育・就職支援課が所掌する。

附 則

この規程は、平成27年6月11日から施行する。

駿河台大学飯能キャンパス司法研修室規程は平成27年6月10日をもって廃止。

平成29年4月1日一部改正。

平成29年6月15日一部改正。

平成30年4月1日一部改正。